

平成 22 年度 山梨県 新体力テスト・健康実態調査 実施要項

1 目 的

本県児童生徒の体力・運動能力及び生活習慣の実態を明らかにし、今後の体育・健康教育の充実のための基礎資料とするとともに、各学校や家庭・地域の健康・体力づくりに対する関心を高めることにより、児童生徒の体力・健康の向上に資するものとする。

2 実施時期 平成 22 年 4 月～7 月に実施。

3 対象及び実施内容

(1) 新体力テストの実施。

- ① 公立小学校 「新体力テスト」文部科学省（6歳～11歳対象）による。
- ② 公立中・高等学校（全日制・定時制）「新体力テスト」文部科学省（12歳～19歳対象）による。

調査項目	公立小学校	公立中学校・高等学校 (全日制・定時制)
ア) 握 力	○	○
イ) 上体起こし	○	○
ウ) 長座体前屈	○	○
エ) 反復横とび	○	○
オ) 20mシャトルラン	○	○
カ) 50m 走	○	○
キ) 立ち幅とび	○	○
ク) ソフトボール（1号）投げ	○	
ケ) ハンドボール（2号）投げ		○

(2) 健康実態調査の実施。

健康 3 原則等にかかわる、次に示す 10 項目のアンケートによる。

1. 運動部やスポ少，スポーツクラブに入っていますか。
2. 学校の保健体育の授業以外に運動やスポーツをどのくらいしていますか。
3. 学校の保健体育の授業以外で運動やスポーツをするときは，1日どのくらいの時間運動しますか。
4. 朝食は食べますか。
5. スナック菓子や炭酸飲料を食べたり飲んだりしますか。
6. 夕食は家族と食べますか。
7. 夕食は家庭で作ったものを食べていますか。
8. 1日の睡眠時間はどのくらいですが。
9. 学校の授業以外で，1日どのくらい家庭学習をしますか。（平日）
10. 1日にどのくらいテレビを見ますか。（ビデオ・TVゲームも含む。平日）

※ 小学校と中・高等学校では，質問の表現は異なる。

4 実施おける留意事項

- (1) 学校行事等特別活動を中心とし、各校の実態に応じた実施計画のもと実施する。業間や放課後等の時間を有効に活用することは差し支えない。
- (2) 新体力テストをやむを得ず体育・保健体育の授業において実施する場合には、学習指導要領に示された体育・保健体育の内容の学習に支障を来さないよう適切な授業時数とするとともに、「体づくり運動」などに位置付けて行う場合は、学習指導要領に示す指導内容に加えて実施する。

※ 学校の施設の状況等により、どうしても実施不可能な種目がある場合には、可能な種目のみの実施とする。

例) グラウンドに50mの直線コースがどうしてもとれない、体育館・グラウンドの改修工事で実施期間中の使用ができないなどの、学校における実施が物理的に不可能で、周辺に適当なグラウンドや屋内体育施設がない場合である。

- (3) 実施に際しては、児童生徒の健康管理や実施場所の安全管理等の徹底を図るとともに、意欲化を図る手だてを講じるなど、個人の能力が十分発揮できるよう配慮する。

5 各学校における県への提出用データ作成ファイルへの打ち込み等の手順及び結果の提出について (次ページの図を参照。昨年度までと同様です。)

- ① 県教委は各学校に対し調査の実施要項を通知する(小・中学校は市町村等教育委員会経由)とともに、総合教育センターのホームページ「体育・健康教育のページ」(以下「体育・健康教育のページ」)に実施要項及び提出に必要なデータ作成ファイル等を掲載する。
- ② 各学校の体育科主任等担当教員(以下「担当教員」)は、「体育・健康教育のページ」から「体力測定入力.xls」及びそれらのマニュアル、アンケート用紙を、また、「新体力テスト実施要項(文部科学省)」をダウンロードする。
- ③ 職員会議等を活用するなど、実施前に実施方法や安全管理等の校内での説明会や講習会を行い、職員に対する共通理解を図る。
- ④ 担当教員は、ダウンロードした「体力測定入力.xls」をFD(フロッピーディスク)等に複写し、各学級(学年)体育担当者に配布する。
アンケート用紙については、各学校必要に応じて活用する。
各学校の計画に基づき新体力テスト・健康実態調査を実施する。(高等学校定時制については、15・16・17・18歳に限定する。)
- ⑤ 新体力テスト・健康実態調査実施後、記録及びアンケートの回答を打ち込み、担当教員に提出する。なお、学校内の手順については各学校の実態に応じて処理してもよい。
担当教員は各学年(学級)のデータをまとめ、県提出用データ作成ファイルの様式にしたがって、提出用TSTファイル(以下「提出用ファイル」)を作成する。
- ⑥ 作成した提出用ファイルの県への提出は、平成19年度より、原則として総合教育センターの「Peach Ware(ピーチウェア)」の「提出/回収」機能を活用する。

総合教育センターホームページ上のリンク「Peach Ware」からログインし、「提出/回収」画面上の「新体力テスト・健康実態調査提出ファイル回収BOX」に、提出用ファイルを登録することで提出とする。(詳細はマニュアルを参照)

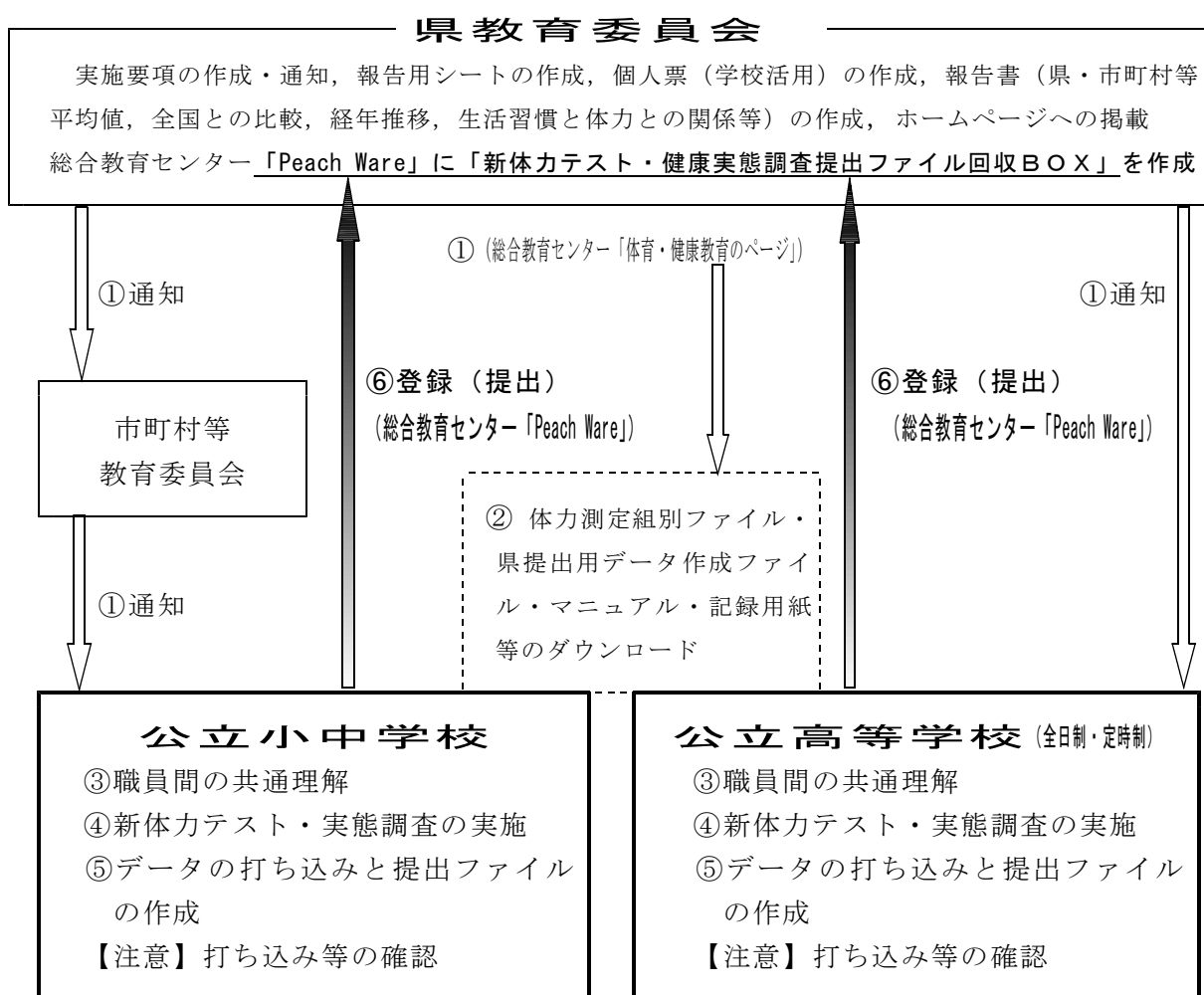
登録(提出)期限は8月3日(火)とする。

※ 登録方法等については、新体力テスト等学校体育関係事業説明会(高等学校は保健体育科主任者会議)で確認をいたします。

【注意】

- ア) 提出用ファイルを作成する前に、担当教員は全てのクラスの体カテストと健康実態調査の結果が打ち込んであるか、また、他に不備がないかどうか等を必ず確認してから変換を行うようにしてください。
- イ) 提出用ファイルは、パスワードの保護がされているので、作成後は開くことができません。提出用ファイル作成前のExcelファイルは、各学校の実態を把握するためのデータとなるので、あらかじめ各学校でCD等に保存しておくようにしてください。その際、個人情報の保護には十分配慮してください。
- ウ) 「Peach Ware」へのログインには「**学校ID**」と「**パスワード**」が必要です。これらの使用方法については、教育センターから各学校の情報教育担当もしくは研究主任等「**Peach Ware**」の**担当者**に伝えられていますので、不明な点は担当者に問い合わせてください。
提出用ファイルの登録は、原則として、各学校の「Peach Ware」の担当者が行うようにしてください。

【提出フロー】



6 結果の処理及び報告について

県教育委員会は、提出されたデータを集計し、その結果を学識経験者に分析を依頼する。集計及び分析結果、今後の方策等を報告書にまとめ、ホームページに掲載することにより、各学校・各市町村等をはじめ広く県民に公表する。

7 その他

総合教育センター「体育・健康教育のページ」及びスポーツ健康課学校体育担当等へは、次のアドレスでアクセスすることができます。

- 総合教育センタートップページ→ <http://www.ypec.ed.jp/>
- 総合教育センター「体育・健康教育のページ」→ <http://www.kai.ed.jp/tairyoku/>
- スポーツ健康課学校体育担当→ http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/sports/184_011.html
- 文部科学省の「新体力テスト」(6～11歳用, 12～19歳用)の実施要項→
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/stamina/03040901.htm

【新体力テスト実施に当たっての安全対策等について】

1 テストの計画段階において

- (1) 各学校における実施計画は、体育担当教師等において、実施要項(文部科学省)に基づき、テストの趣旨・方法・実施時期等検討したうえで作成する。また、テスト実施においては、児童生徒の安全に対し、十分な配慮をするとともに、安全管理体制を整えておく。
- (2) 就学時健康診断票や保健調査票、養護教諭からの情報等により、前年度からの既往症等の児童生徒を掌握し、指導の在り方等、全職員の共通理解を図る。
- (3) 実施施設(場所)は、安全性が確保されるよう配慮する。
- (4) 健康診断や気候を考慮し、予備日等を設けるなどの計画を立てること。

2 テストの実施段階において

- (1) テストに必要な測定機器、用具、施設、場所、記録用紙等を準備し、実施要項(文部科学省)に従いテストを行う。測定場所の安全点検を行うとともに、握力計の較正、ストップウォッチの電池の確認など使用する機器の点検をする。
- (2) 測定者は、あらかじめ測定方法全体を熟知しておくとともに、測定値の記録の仕方も把握しておく。
- (3) 安全で効率的な測定実施のために、実施前に健康観察を必ず行う。
- (4) 測定を受ける児童生徒には、「実施前の説明」により実施の意義や方法について理解させるとともに、準備運動を十分に行い、心身の準備を行う。
- (5) 実施前の説明としては次の事柄について指導する。

- ・テスト実施の意義
- ・服装の確認
- ・記録用紙等の携帯物
- ・テスト項目の内容と順序
- ・測定の時程
- ・不慮の事故への対応
- ・その他各学校の実態に応じた実施上の留意点

- (6) 準備運動としては、特にストレッチングなどを用いて、足首・膝・腰・肩・肘・手首・首の各関節の可動域の確保やアキレス腱の伸展などを行う。また、準備運動時にも体調を確認させ、無理のない測定の実施に心がけさせる。
- (7) 終了後は、整理運動を行う。整理運動時にも体調を確認させ、異常が見られた場合には、速やかに対処する。また、実施後の健康状態を確認する